

佐賀県告示第142号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和4年6月10日

佐賀県知事 山口 祥 義

有明海沿岸

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域
白石海岸 有明海岸	遠江地区海岸 牛屋地区海岸	御大典搦地先海岸 恵比須搦地先海岸	起点 杵島郡白石町大字遠江6531番地 終点 杵島郡白石町大字牛屋8366番地 延長 5,880メートル 区域の幅 堤防表護岸尻から直角に海岸の方向へ10メートル、国道444号線の方向へ20メートル。ただし、只江川付近の町道区域を除く。
福富海岸	福富下分地区海岸 大福地区海岸	朝日搦地先海岸 大福搦地先海岸	起点 杵島郡白石町大字八平1175番地 終点 杵島郡白石町大字八平434番地 延長 3,892メートル 区域の幅 堤防表護岸尻から直角に海岸の方向へ10メートル、国道444号線の方向へ30メートル。